

佐久広域連合公告第6号

公有財産売却に係る一般競争入札の執行について

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月12日

佐久広域連合
広域連合長 柳田 清二

1 入札に付する物件

物件 番号	物 件 (財産名称)	初年度登録	走行距離	予定価格	入札保証金
R6-1-1	指令車（トヨタ）	平成16年8月	93,210 km	70,000 円	7,000 円
R6-1-2	広報車（ダイハツ）	平成19年8月	163,333 km	40,000 円	4,000 円

2 入札について

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI 官公庁オークション」という。）を利用する。

3 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者であること。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （3） 自己または自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、以下に掲げられた者でないこと。
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ・暴力団または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社または第三者の不正な利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用するなどしている者
 - ・暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - ・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- （4） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1

項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっている者でないこと。

- (5) 前2号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (6) 日本語を完全に理解できること。
- (7) 佐久広域連合が定める佐久広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (8) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有しているもの。

4 一般競争入札の参加申込等に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、令和6年7月12日（金）午後1時から令和6年7月31日（水）午後2時までに、KSI 官公庁オークションの画面上で参加仮申込など一連の手続きを行うこと。
- (2) 入札参加希望者は、上記(1)の仮申込手続きを完了した後、令和6年7月31日（水）午後5時までに所定の申込書により佐久広域連合事務局庶務課施設係に一般競争入札への参加を申し込むとともに、佐久広域連合が定めた入札保証金を納付すること。

5 契約条項等を示す場所及び期間

- (1) 場所 佐久広域連合事務局庶務課施設係
- (2) 期間 令和6年7月12日（金）午後1時から令和6年7月31日（水）午後2時まで

6 入札参加説明書（佐久広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

5の(1)及び(2)に同じ。

7 下見会の開催

- (1) 下見会の日時及び場所

物件 番号	下見会日時	下見会場所
R6-1-1	令和6年7月22日（月）から 令和6年7月26日（金）まで	佐久広域連合消防本部 軽井沢消防署 （長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 1706 番地 8）
R6-1-2	午前10時から午後4時まで （正午～午後1時までは除く）	佐久広域連合消防本部 川西消防署 （長野県佐久市協和 132 番地 2）

- (2) 下見会において、公有財産の確認をしない場合は、KSI 官公庁オークション佐久広域連合サイトに掲載している物件の写真や情報などを承知したものとみなす。

8 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場所 KSI 官公庁オークション上
- (2) 期間 令和6年8月13日（火）午後1時から令和6年8月20日（火）午後1時まで
- (3) 開札 令和6年8月20日（火）午後1時から

9 入札の方法

- (1) KSI 官公庁オークション上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができず、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は認めない。

10 開札及び落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、佐久広域連合は開札を行い、物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (2) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、佐久広域連合が定めた入札保証金を指定された納付方法（入札に参加しようとする者名義のクレジットカードによる納付）により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は引き落としを行わない。
- (4) 落札者が、佐久広域連合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は佐久広域連合に帰属する。

12 契約の締結

落札者は令和6年8月27日（火）までに契約を締結しなければならない。

13 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和6年9月3日（火）午後2時30分までに佐久広域連合が交付する納付書により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 売払代金は、売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

14 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札説明書（佐久広域連合インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

15 その他

- (1) 売却財産は経年劣化やキズ、不具合箇所も多数あり、充分理解したうえで入札すること。また、佐久広域連合は契約不適合責任を負わない。
- (2) 契約締結後に、佐久広域連合の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、佐久広域連合に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

16 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

所在地 〒385-0043

長野県佐久市取出町183番地

名 称 佐久広域連合事務局 庶務課施設係

連絡先 電話番号 0267-62-7721

ファックス 0267-62-7727

E-Mail shisetsu@areasaku.or.jp